（削る）	5.3.3　この船舶は、年月日付けの有効なクリーンバラストタンクの操作手引書を備えている。 The ship has been supplied with a valid Dedicated Clean Ballast Tank Operation Manual, which is dated □
（削る）	5.3.4　この船舶は、クリーンバラストタンクのバラスト操作及び貨物油操作のための共通の管系及びポンプを有している。 The ship has common piping and pumping arrangements for ballasting the CBT and handling cargo oil □
（削る）	5.3.5　この船舶は、クリーンバラストタンクのバラスト操作のための別個の独立した管系及びポンプを有している。 The ship has separate independent piping and pumping arrangements for ballasting the CBT □
5.3　（略） 5.3.1～5.3.4　（略）	5.4　（略） 5.4.1～5.4.4　（略）
（削る）	5.5　第18規則の規定の免除 Exemption from Regulation 18 :
（削る）	5.5.1　この船舶は、第２規則５の規定により…………の間の運航にのみ従事しており、従つて、第18規則の要件は免除されている。 The ship is solely engaged in trade between………… in accordance with regulation 2.5 and is therefor exempted from the requirements of regulation 18 □
（削る）	5.5.2　この船舶は、第18規則10の規定により特殊なバラスト方式を用いて運航しており、従つて、第18規則の要件は、免除されている。 The ship is operating with special ballast arrangements in accordance with regulation 18.10 and is therefore exempted from the requirements of regulation 18 □
5.4　（略） 5.4.1・5.4.2　（略）	5.6　（略） 5.6.1・5.6.2　（略）
5.5　（略） 5.5.1～5.5.6　（略）	5.7　（略） 5.7.1～5.7.6　（略）
5.6　（略） 5.6.1～5.6.9　（略）	5.8　（略） 5.8.1～5.8.9　（略）
5.7　（略） 5.7.1　（略）	5.9　（略） 5.9.1　（略）
6～11　（略）	6～11　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成三十年三月一日から施行する。ただし、第一条の規定による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第三十八条第一項の表第五号の規定による報告については、平成三十一年十二月三十一日以前の一年間の船舶において消費した燃料油の実績の報告から適用する。

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の二十五第一項の承認を受けている二酸化炭素放出抑制航行手引書については、第二条の規定による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令第四十七条の規定にかかわらず、平成三十年十二月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この省令の施行の際現に交付されている第三条の規定による改正前の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第十一号様式による国際油汚染防止証書は、同条の規定による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第十一号様式による国際油汚染防止証書とみなす。